⑶　Subject matter of the contract : Electrical construction work of school Building at Otsuka Campus, the University of Tsukuba and Tokyo Bunkyo study center of the Open University of Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M, 9, February, 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M, 17, March, 2010 (tenders bid in electronic bidding system or submitted by mail : 5 : 00 P.M, 16, March, 2010)

⑹　Contact point for tender documentation : Division of Facilities Planning, Department of Facilities, University of Tsukuba 1―1―1, Tennodai Tsukuba-City, Ibaraki, Japan 〒305―8577, TEL 029―853―2279

○第４号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　筑波大学大塚地区校舎・放送大学東京文京学習センター棟新営機械設備工事

⑶　工事場所　東京都文京区大塚３丁目29―１筑波大学構内（大塚地区）

⑷　工事概要　筑波大学大塚地区校舎（社会人大学院及び理療科教員養成施設他）及び放送大学東京文京学習センター棟の合築工事、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上６階地下１階建、建築面積3,763㎡、延べ面積21,885㎡、敷地面積12,998㎡の新営機械設備工事

⑸　工期　平成22年３月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　空気調和設備　空冷ヒートポンプ式ビル用マルチ形空調機（氷蓄熱式含む）一式、直膨式ユニット型空気調和器一式（大空間用）、全熱交換器（天井カセットタイプ式）一式、換気扇類一式、ダクト（矩形・丸形）一式、空調設備用配管（冷媒用断熱被覆銅管・空調用排水管等）一式、自動制御・動力設備一式、給水設備（受水槽ＳＵＳ製（二槽式）給水ポンプユニット等・給水管等）一式、排水設備（排水ポンプ・排水管等）一式、衛生陶器類（小便器・洋風大便器・和風大便器・洗面器・洗面化粧台（衛生器具類は基本的に自動洗浄）・ミニキッチン一式、消火設備（屋内消火栓設備・連結送水管・スプリンクラー水設備）一式、給湯設備（局所式電気温水器）一式、特殊空調設備（恒温恒湿室）１部屋、雨水再利用設備（ろ過機・給水ポンプユニット・給水管等）一式

なお、関連する建築一式工事及び設備工事は別途発注される予定である。

⑺　本工事は、工事の施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全体の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

⑻　この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている２社又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)であること。また、特定ＪＶにあっては、競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号。以下「財務規程」という。)第46条及び第47条の規定並びに放送大学学園契約事務取扱規程（平成15年放送大学学園規程第22号。以下「事務規程」という。)第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、財務規程第46条及び事務規程第４条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省又は筑波大学において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争)(指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,050点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑷　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成17年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑸　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営機械設備工事を施工した実績を有すること。(特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

①　単体又は特定ＪＶの代表者

鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階建以上かつ延べ面積11,000㎡以上の校舎又は研究施設

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上３階建以上かつ延べ面積5,500㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所

⑹　特定ＪＶの構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　特定ＪＶでの参加の場合の構成員の数は、２社又は３社とする。

⑻　特定ＪＶの結成方法は、自主結成とすること。

⑼　特定ＪＶの構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　特定ＪＶの代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　単体又は特定ＪＶの代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第２次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門に係るものとするものに限る。)の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸に掲げる新営工事の施工の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　特定ＪＶの場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑿　技術提案書の提出期限の日から開札の時までに競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。